

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人松山観光コンベンション協会（以下「協会」という。）の定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3)非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4)評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5)報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものをいう。
- (6)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む。）、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 協会は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 非常勤役員及び評議員に対して、日額報酬を出務回数に応じてこれを支給する。
- 3 常勤の役員（以下「常勤役員」という。）に対して、月額報酬を支給する。
- 4 役員及び評議員からの申し出により、報酬を支給しないことができる。

(報酬の額の算定方法)

第4条 常勤役員の報酬は、松山市職員給与条例（昭和27年条例第31号）別表第1号に規定する松山市再任用職員の3級の給料月額に相当する額並びに管理職手当、扶養手当

- 、住居手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当の合計額とし、退職手当は、支給しない。
- 2 前項の管理職手当の額は、給料月額に100分の12を乗じて得た額以内の額とする。
- 3 第1項の扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当の額は、松山市職員給

与条例の適用を受ける職員の例による。

- 4 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、1人当たり日額10,000円を超えない範囲で支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員の報酬(期末手当及び勤勉手当を除く。)は、毎月21日(その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときはその日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日)に支給する。

- 2 期末手当及び勤勉手当は、毎年6月及び12月の会長が別に定める日に支給する。
- 3 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、出務の都度支払うものとする。
- 4 報酬等は、通貨をもって本人(死亡により退任した者にあつてはその遺族。以下この項において同じ。)に支払う。ただし、本人からの申出があつたときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む方法により支払うことができる。
- 5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の額の日割計算)

第6条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬等を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬等を支給する。
- 3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬等の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡により退任した場合は、その月までの報酬等を支給する。

(費用)

第7条 役員及び評議員がその職務の遂行に当たつて負担した費用については、これを請求のあつた日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もつて支払うものとする。

- 2 前項の費用のうち、旅費については、協会の職員の例により算定し、支払うものとする。
- 3 役員及び評議員からの申し出により、費用を支給しないことができる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項の規定に基づき公益財団法人松山観光コンベンション協会が設立の登記を行った日から施行する。

附 則（平成26年6月3日）

この規程は、評議員会の議決の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。